

茨城県小児・AYA世代のがん患者等 温存後生殖補助医療助成事業のごあんない

～いばらきがん患者トータルサポート事業（温存後生殖補助医療費補助金）～

本事業は茨城県の委託を受けて実施しています。



温存後生殖補助医療とは

温存後生殖補助医療とは、がん等の治療で妊娠性が低下する前に保存を行った胚（受精卵）、未受精卵子、卵巣組織、精子を使用して妊娠を目指す治療です。

補助対象となる方

本事業の補助対象となる方は、次の(1)～(6)すべてを満たしている方です。

- (1) 申請時に、夫婦のいずれかが茨城県内に住所を有している方
- (2) 原則として、夫婦のいずれかが妊娠性温存療法の要件を満たし、**指定医療機関**で実施された妊娠性温存治療を受けた後に、温存後生殖補助医療を受けた方（事実婚の関係にある方も対象となります）
- (3) 治療期間の初日における妻の年齢が**43歳未満**の夫婦
- (4) 温存後生殖補助医療指定医療機関の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、温存後生殖補助医療に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる方
- (5) 厚生労働省の実施する小児・AYA世代のがん患者等の妊娠性温存療法に関する研究に参加できる方
※申請には、[JOFR連携患者アプリ「FSリンク」の登録](#)が必要となります。
(妊娠性温存療法の際に登録された方は、再度の登録は不要です。)
- (6) 本事業の助成対象となる費用について、他制度の助成を受けていない方

FSリンク

補助回数



温存後生殖補助医療を受けた初日における妻の年齢が**40歳未満**の場合は
通算6回まで、**40歳以上43歳未満**の場合は**通算3回まで**
(出生に至った場合は助成回数がリセットになります)

申請窓口（お問い合わせ先）

（公社）茨城県看護協会

「いばらき みんなのがん相談室」

〒310-0034 茨城県水戸市緑町3-5-35（茨城県保健衛生会館内）

☎ 029-222-1219 ☐ ibagan@ina.or.jp

受付時間 月曜～金曜 9:00～16:00（※土日祝日、8/13～15、12/29～1/3 を除く）

がんに関する様々な不安や悩み
の相談にも対応しています！



“聴く”事をイメージした
相談室のキャラクター
「きくちゃん」

対象治療・助成上限額

対象となる治療	助成上限額／1回
凍結した胚(受精卵)を用いた治療	10万円
凍結した未受精卵子を用いた治療	25万円 ※1
凍結した卵巢組織再移植後の治療	30万円 ※1~4
凍結した精子を用いた治療	30万円 ※1~4

※1 以前に凍結した胚を解凍した胚移植を実施する場合は10万円

※2 人工授精を実施する場合は1万円

※3 採卵したが卵が得られない、又は状態の良い卵が得られないため中止した場合は10万円

※4 卵胞が発達しない、又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療を中止した場合は対象外

治療ごとの1回あたりの助成上限額については、県ホームページでご確認ください。



申請方法

- 1) 申請に必要な書類を茨城県ホームページ「総合がん情報サイトいばらき」で確認してダウンロードをお願いします。(できない場合はご相談ください)
- 2) 「温存後生殖補助医療証明書」は生殖補助医療を実施する医療機関に記載を依頼してください。
- 3) 申請書・証明書・添付書類(婚姻関係の証明など)を全て揃え、申請窓口(茨城県看護協会 いばらきみんなのがん相談室)あてにご郵送ください。



総合がん情報サイト



【申請期限】

助成対象の温存後生殖補助療法に係る費用の支払い日が属する年度内に申請してください。

※やむを得ない事情等で年度内に申請が難しい方は、理由を記載した書面(様式自由)を添付していただきます。

申請の流れ



※過去に茨城県の妊娠性温存療法助成金を受けていない方が、温存後生殖補助医療の申請をする場合は、原疾患(がん)治療証明または原疾患治療内容が確認できる診療情報提供書等の提出が必要になります。